6　大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目（大型仮免許の技能試験（乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものを除く。）又は中型仮免許の技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行うものに限る。以下この項において同じ。）において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第一項又は第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

7　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第十項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになつたときは、同表の下欄に掲げる距離の全部を走行させることを要しない。

免許の種類	使用する自動車	距離
大型免許、中型免許及び準中型免許	ＡＴ自動車	五千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
［略］		
大型仮免許及び中型仮免許	ＡＴ自動車	千二百メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
［略］		

8　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

免許の種類	距離
［項を削る。］	
［略］	

9　［略］

10　技能試験の合格基準は、次に定めるとおりとする。

［一・二　略］

［号を削る。］

三　大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて七十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上）の成績であること。

四　大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び牽引免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

［号を削る。］

6　大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目（中型仮免許の技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行うものに限る。以下この項において同じ。）において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第一項又は第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

7　［同上］

免許の種類	使用する自動車	距離
中型免許及び準中型免許	ＡＴ自動車	五千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
［同上］		
中型仮免許	ＡＴ自動車	千二百メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
［同上］		

8　［同上］

免許の種類	距離
大型免許	五千メートル以上
［同上］	

9　［同上］

10　［同上］

［一・二　同上］

三　大型免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び牽引免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

四　中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目及びＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて七十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、ＡＴ自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上）の成績であること。

［号を加える。］

五　大型仮免許に係る技能試験にあつては、六十パーセント以上の成績であること。